

指定障がい児通所支援サービス事業運営規程
【放課後等デイサービスサービスいつもここからⅡ】

（事業の目的）

第1条 有限会社いずみソーシャル・サポートの設置経営する放課後等デイサービスいつもここからⅡ（以下「事業所」という。）が行う指定障がい児通所支援サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）及び障害児に対し、適正な指定障がい児通所支援サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の従業者は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、都道府県、関係市町、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- 4 前三項のほか、事業者は法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 放課後等デイサービスいつもここからⅡ
- 二 所在地 徳島県板野郡藍住町東中富字敷地傍示5番地4

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1人

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- 二 児童発達支援管理責任者 1人

児童発達支援管理責任者は、障がい児通所支援サービス計画の作成の業務のほか、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。また、他の従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

三 児童指導員、保育士、二年以上の障害福祉サービス経験者 2人以上

障がい児通所支援サービス計画に基づき、保護者及び障害児に対し適切に指導等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日：月曜日から土曜日までとする。ただし、事業所が設定する休業日を除く。
- 二 営業時間：午前10時から午後6時30分までとする。
- 三 サービス提供時間は、午前11時から午後5時までとする。

(指定障がい児通所支援サービスの利用定員)

第6条 当事業所における利用定員は、10人とする。

(指定障がい児通所支援サービスの内容)

第7条 事業所で行う指定障がい児通所支援サービスの内容は、次のとおりとする。

一 集団療育

療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行う。

二 関係機関との連携

保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。

三 健康状態の確認

四 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする障害児については、必要な送迎サービスを行う。

五 相談、助言に関すること

障害児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(保護者から受領する費用の種類及びその額)

第8条 指定障がい児通所支援サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定障がい児通所支援サービスが法定代理受領サービスであるときは、各市町村が保護者の家計の負担能力等をしん酌して定める額とする。ただし、基準により算定した費用の額の1割に相当する額が低い場合には、当該相当する額とする。

- 2 指定障がい児通所支援サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その障害児の保護者に負担させることが適当と認められる費用
- 3 前二項の費用の支払いを受けた場合は、領収証を交付するものとする。
- 4 第二項の費用に係るサービスの提供に当たっては、保護者に対して事前にサービス内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、徳島市、鳴門市、板野郡の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービス利用当日に、障害児の体調不良等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合は、利用者の同意を得て、サービス内容の変更等の措置を講ずるものとする。

2 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) 他の利用者や従業者に対して暴力行為又は迷惑行為をしないこと。

(2) 指定した場所以外での火気を用いないこと。

(3) 事業所内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害する行為をしないこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、指定障がい児通所支援サービスの提供を行っているときに障害児の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 指定障がい児通所支援サービスの提供中に天災及びその他の災害が発生した場合、従業者は障害児の避難等適切な措置を講ずる。また、防火管理者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、従業者に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。また、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行うものとする。

(契約時の文書の交付)

第13条 保護者及び障害児に対して、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行うものとする。

2 契約締結に際しては、提供する指定障がい児通所支援サービスの内容、苦情受付窓口等を記載した文書を交付するものとする。

(サービス提供の記録)

第14条 指定障がい児通所支援サービスを提供した際は、その提供日、内容、実績日数、利用者負担額その他必要な事項を記録し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(勤務体制の確保等)

第15条 管理者は、従業員の勤務の体制を定めるとともに、従業員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年1回

(衛生管理等)

第16条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

2 事業者は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるように努める。

- (1) 事業所における感染者及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(重要事項の掲示)

第17条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第18条 従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 従業員であった者に、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約に明記する。

(苦情解決)

第19条 指定障がい児通所支援サービスの提供に対する保護者及び障害児からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第20条 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに県、市町、当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 サービスの提供に伴って当事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第21条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(4) 成年後見制度の利用支援

(身体拘束等の禁止)

第22条 事業所はサービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図る為、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(職場におけるハラスメントの防止)

第23条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景として言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他)

第22条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社いずみソーシャル・サポートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月15日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年9月21日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。